

～パブリック・コメント（意見公募）～

聴かせてください！

意見

あなたの

市では、基本的な計画などを策定しようとするときに、事前に素案を公表し、市民の皆さんからご意見を伺い、寄せられたご意見を考慮して最終案をつくりまします。今回は「つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」へのご意見を募集します。

つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）

つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会では、「自助」「共助」「公助」を重ねるに組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するため「つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

つきましては、その内容を公表し、皆さんからのご意見を募集します。

【意見を提出できる方】

次のいずれかに該当する方が、意見を提出できます。

- ・市内に住所がある方

- ・市内に事務所または事業所を有する方

- ・市内の事務所または事業所に勤務している方

- ・市内の学校に在籍している方

- ・市に対して納税義務がある方

【閲覧できる場所】

次の場所で閲覧することができます。

- ・伊奈庁舎社会福祉課、谷和原庁舎市民窓口課
- ・市ホームページ

【閲覧および意見募集期間】

次の期間内に、計画の閲覧・配布（有償）および意見募集を行います。

・11月28日（休）～12月27日（金）

【意見の提出方法】

閲覧場所に設置してあるそれぞれの意見提出用紙を、提出先まで郵送、FAXまたは閲覧場所へ直接持参するか、市ホームページより提出してください。

●提出・問い合わせ先 伊奈庁舎社会福祉課 〒300-2395 つくばみらい市福田1-95 ☎58-2111（内線1153） FAX 58-5811

介護福祉課から

税金の申告についてお知らせ

介護福祉課では、平成25年度の確定申告および住民税の申告に使用できる3種類の証明書（下図表）が発行できます。申告をする方の所得の状況、要介護認定の状況などにより、すべての方が対象となるわけではありませんでした。ご了承ください。

■手続きの流れ

【申請】 介護福祉課窓口で、申請に必要な事項を所定の用紙に記入していただきます。

【結果】

○税控除・税申告について：税務課

○申請・認定について：介護福祉課

58 申問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎2111（内線1173）

証明書名	対象となる税控除	対象者	申請期限	確認する内容	持参品・手数料
(1) 障害者控除 対象者認定書 ※身体障害者手帳などをお持ちの方は、この認定証は不要です。	障害者控除 特別障害者控除	精神の状況 ①常時介護を要する重度の障がいの状態 ②外出時のみ介護を要する障がいの状態 身体の状況 ①6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきり状態 ②寝たきりの毎日で、寝込みがちな状態 ③歩行、起居動作が不自由で、外出困難な状態 ④外出可能であるが、介護を要する状態	12月27日（金）	障がいの程度について、介護認定記録などを確認します。	・印鑑（認印可） ・無料
(2) おむつ代に係る医療費控除確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護認定を受けている方	申告期間中に使用する方は、前もって申請してください。 ※(3)については、	介護認定に係る主治医意見書の記載内容を確認します。	
(3) 介護保険料納付済証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収（納付書）で納めている方	12月末までは発行日時時点で納付が確認できるものの証明になります。	対象の1月から12月までの介護保険料の納付記録を確認します。	・身分証明書（保険証など） ・無料